

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を改正



福岡県議会では、全国で初めて性暴力を定義した条例として、平成31年2月定例会で「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」を議員提案により制定しました。

この条例の完全施行から3年が経過したことを踏まえ、令和5年7月から「福岡県議会議員提案政策条例検討会議（座長：浦伊三夫議員）」において、見直しに着手しました。条例制定後に行われた、性犯罪に係る刑法の改正等を踏まえるとともに、性被害の新たな課題が近年顕在化している実情を鑑みて検討を重ね、改正案が令和6年3月22日議員提案され、可決・成立しました（条例公布は同月29日）。

改正の主な内容

- 被害者が同意していない性的行為は性暴力であることを明確にするため、例えば、痴漢や盗撮なども性犯罪であることが分かるように明示
- 性暴力に関する理解促進のため、性暴力の考え方、具体例、対応のあり方等を指針として告示し、県民に周知する規定を追加
- 性的意図の撮影行為に対し、施設等の管理、運営等に関わる者は、県とともに被害を未然に防止する、広報啓発や必要な措置をする必要があることを規定



写真向かって左から
塩出麻里子 委員
壹岐 和郎 委員
高橋 義彦 委員
渡辺 勝将 委員
香原 勝司 議長
浦 伊三夫 委員（座長）
佐々木 允 副議長
渡辺 美穂 委員
山本 耕一 委員
堀 大助 委員
中村 香月 委員

3月7日、議員提案政策条例検討会議は、改正条例案を香原議長に報告

性暴力の被害に遭われた方の相談窓口



本条例に定められているとおり、性暴力の被害に遭われた方は「性暴力被害者支援センター・ふくおか」で安心して相談できます。
同支援センターは、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、福岡県・福岡市・北九州市が共同で設置した相談窓口です。

性暴力被害者支援センター・ふくおか
<https://fukuoka-vs.net/savs/>



予算特別委員会から

（令和6年2月 第5回福岡県議会定例会）

〔委員長〕



桐明 和久
（自民党県議団）

〔副委員長〕



渡辺 美穂
（民主県政県議団）

 秋田 章二 （自民党県議団）	 大島 道人 （自民党県議団）	 野原 隆士 （自民党県議団）	 板橋 聡 （自民党県議団）	 川端 耕一 （自民党県議団）	 江口 善明 （自民党県議団）	 浦 伊三夫 （自民党県議団）	 江頭 祥一 （自民党県議団）	 井上 正文 （自民党県議団）	 永川 俊彦 （自民党県議団）
 高橋 義彦 （自民党県議団）	 花田 尚彦 （自民党県議団）	 小緑 貴吏 （自民党県議団）	 波多江 祐介 （自民党県議団）	 宮川 宗一郎 （自民党県議団）	 原竹 岩海 （民主県政県議団）	 守谷 正人 （民主県政県議団）	 山本 耕一 （民主県政県議団）	 新井 富美子 （民主県政県議団）	 富永 芳行 （民主県政県議団）
 豊福 るみ子 （民主県政県議団）	 嘉村 薫 （民主県政県議団）	 大塚 勝利 （公明党）	 永島 弘通 （公明党）	 塩出 麻里子 （公明党）	 稲又 進一 （公明党）	 中村 香月 （新国会）	 轟林 大我 （新国会）	 新開 高将 （日本維新の会）	